平成２２年（フ）第１４１５６号
東京都北区豊島５丁目４－１－1411
債務者　伊東　由高
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２８号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎西松原32番地５レオパレスＴＡＫＡ106号
債務者　藤原　　睦
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９４６号
東京都青梅市長淵２丁目621番地の26
債務者　河村由美子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４１号
熊本県球磨郡湯前町2670番地８
債務者　那須　利行
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後２時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第１７２号
静岡県富士市中丸171番地の５　ドミールカワシマ102号室、前住所静岡県富士市中丸360番地の７
債務者　朝木　悦子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３３号
山形県東村山郡中山町大字長崎439番地、住民票上の住所仙台市太白区金剛沢２丁目７番18号
破産者　石沢　静子
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３号
山形県西村山郡西川町大字間沢43番地27
破産者　日塔布美子
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６２号
山形県天童市大字山口2268番地
破産者　新関　　武
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７４号
山形市白山３丁目８－10岡崎アパート１号室、住民票上の住所山形県西村山郡朝日町大字太郎2362番地の１
破産者　大井やゑ子
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３号
千葉県香取郡多古町水戸1519番地開誠寮202
破産者　遠藤　秀文
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１２２７号
横浜市瀬谷区北新24番地１　サンモールＢ101号室
破産者　片山　哲夫
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２６２号
神奈川県海老名市社家73番地の３　グランベリーコートＢ101
破産者　園田　　剛
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２６３号
神奈川県海老名市社家73番地の３　グランベリーコートＢ101
破産者　園田　美歩
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３７３号
石川県河北郡津幡町字七野225番地30
破産者　カーボディーメイク双葉こと　藤部市太郎
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２５５４号
愛知県知多郡武豊町字平井３丁目84番地イーストパーク平井Ａ棟101号、開始決定時の住所愛知県知多郡武豊町字池田１丁目22番地３
破産者　中瀬　新一
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２０号
名古屋市北区喜惣治１丁目402番地　新田ハイツ101号
破産者　中島　清美
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２１号
名古屋市北区喜惣治１丁目112番地の３
破産者　中島　賢二
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部